

「経済産業大臣に届け出た記号」を用いる場合は届出が必要です。

※別の事業区分で記号を届け出ているも、自動はかりで使用する場合には新しく届出を出す必要があります。

○届出製造事業者による記号の届出とは

特定計量器（表記を付することが著しく困難なものとして経済産業大臣が別に定める質量計並びに温度計、密度浮ひよう、ガラス電極式水素イオン濃度検出器、酒精度浮ひよう及び浮ひよう型比重計を除く。）には、その見やすい箇所に、次の事項が表記されていなければならない、とされています。

<特定計量器検定検査規則第7条第3項>

1. 当該特定計量器の製造事業者名、当該製造事業者の登録商標（商標法（昭和34年法律第127号）第2条第5項の登録商標をいう。）又は様式第6により経済産業大臣に届け出た記号
2. 当該特定計量器の製造年
3. 製造番号

届出製造事業者のうち、特定計量器に、製造事業者名又は登録商標以外の記号や略号などを表示したい場合は、**特定計量器の区分ごとに**、上記1.にあるように、あらかじめ経済産業大臣に記号を届け出る必要があります。

届出を行う場合は、これまでに届出が行われた記号（下記URL内「届出記号一覧」参照）と類似又は紛らわしいものがないか、よく確認し、様式第6（下記URL内様式又は別紙参照）に記入の上、下記担当窓口にて郵送にて送付ください。

<特定計量器に対する表記事項（届出製造事業者による記号の届出）>

http://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/12_gaiyou_keiryouki3.html#kigou

担当窓口

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1
経済産業省 産業技術環境局 計量行政室 届出製造事業者担当係
電話：03-3501-1688（直通）

様式第 6 (特定計量器検定検査規則第 7 条関係)

特定計量器に係る製造事業者の記号 (変更) 届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 住所

氏名

(名称及び代表者の氏名)

印

特定計量器検定検査規則第 7 条第 3 項第 1 号の規定により特定計量器に表記すべき製造事業者の氏名又は名称として次のとおり記号を用いたので、届け出ます。

特定計量器の種類	使用する記号

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 変更の場合は、変更の記号も使用する記号の欄に図示すること。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。